

ハラスメント防止について

「ハラスメント」とは、職務・研究・勉学・課外活動における関係を利用して、相手を不快にさせる嫌がらせをいいます。授業時間の内外、キャンパスの内外を問いません。基本的には言動の受け手がそれを不快に思うかどうかによって決まります。相談窓口を設けていますので、困ったときは遠慮なく相談してください。

ハラスメント防止のためのガイドライン

1. ハラスメントに対する基本方針

神戸松蔭女子学院大学は教育と研究を目的として、学生と教職員によって構成されている共同社会です。この共同社会は、その創設時よりキリスト教の愛の精神にもとづいて、すべての構成員の尊厳を守り人権を尊重してきました。本学は、学生の皆さんの学ぶ権利を保障し、成長に適した環境を確保するだけでなく、教職員すべての生活上の安全を脅かすいかなる人権侵害をも容認しないという方針をつらぬいてきています。1999年にはセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドラインを定め、ハラスメントの防止につとめてきました。さらに相談体制や調査機関を整備し、人権が尊重されるキャンパスをめざします。

このガイドラインは、比較的新しい概念であるハラスメントが、具体的にどのような行為であるかを明らかにするだけでなく、それを未然に防止するための心構え、そして不幸にしてそれが起こった場合の解決方法などを示すものです。

このガイドラインが、本学で教育・研究・業務にかかるすべての構成員のいきいきとした毎日の活動を助けるものとなるよう願っています。

2. キャンパス・ハラスメントとは

ハラスメントとは「いやがらせ」のことです。それは、勉学・研究・課外活動・就労などの優位な立場にある者が逆らえない立場にある相手に対して、その人が望まない言動や行動を通じて身体的・精神的な苦痛を与えたり、または相手が本学で学ぶ／働く環境を著しく損なうものを言います。それでは具体的にはどのようなことがハラスメントになるのでしょうか。

●セクシュアル・ハラスメント

相手に不利益、不快感を与える環境を悪化させる性的な言動

- 返事に困るような性的冗談を言ったり、容姿を話題にしてからかう
- 必要もないのに相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺めたり、体の一部に意識的に触れる

●アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面で指導を受ける者の修学・研究上の権利を侵害したり、暴力的発言や行為など相手に身体的・精神的な苦痛を与え人格を傷つけたりする不適切な言動

- 学習・研究活動妨害、卒業・進学妨害、選択権の侵害（就職・進学の妨害）など
- プライバシーの侵害（プライベートなことに必要以上に介入しようとする）

●パワー・ハラスメント

職務関係などの優位な地位を背景に、適正な範囲を超えて有形無形に部下に圧力を加え権利を侵害したり、人格を傷つけたりする不適切な言動

- 職務上必要な情報を意図的に伝えず、孤立させたり、危険にさらす
- 課外活動などから不当に排除する
- 同僚の前で罵声を浴びせるなどの言葉の暴力をふるったり、実際に暴力をふるう

●その他のハラスメント

年齢、出身、心身の障がい、疾病、容姿、性格、国籍などの個人的な属性を理由に就学・就業上の機会、条件、評価などで差別したり、排除したりする行為

上述のハラスメントは複合的なもので、これらを合わせてキャンパス・ハラスメントと総称しています。

具体例のような言動は、授業時間・就業時間の内外を問わず、またキャンパス内であれ、それ以外の場所であれ、それを不快と感じる人がいる限り、ハラスメントとみなされます。その場合、それを行った本人にハラスメントの意図があったかどうかは問題ではありません。ここにハラスメントの特徴があることに注意しましょう。またハラスメントは当然のことながら、男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対して、あるいは同性の間でも起こります。

3. ハラスメントを防ぐために

まずは、勇気を出して対応しましょう。黙っていては解決しません。相手が自分の言動がハラスメントに当たることに、全く気づいていない場合もあります。あなたが相手の言動を「不快だ」と感じたら、言葉と態度で相手にはっきりと「自分は望んでいない」「嫌だ」ということを伝えてください。

意思表示をしても効果がないとか、意思表示がしたくてもできないときは、一人で悩まないでください。自分が悪いと思ったり、自分を責めて我慢する必要はありません。周囲の信用できる人に話して、助けてもらうことも必要です。

4. ハラスメントを受けたと感じたら

受けたハラスメントを正確に伝えるには、「記録」が最も良い方法です。「いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたか」などについて記録をとっておいてください。また、話をした人に、あとで証人になってもらうなど、確認をとっておくことも、必要でしょう。

そして何よりも、勇気をだして大学の相談対応員に連絡してください。はじめは電話その他の手近な方法でかまいません。相談の内容が、相談者の了解をえずに部外者に漏れることは一切ありません。相談者の名誉・プライバシー・秘密は、徹底して守られます。安心して相談してください。

また、自分の周囲でハラスメントに遭っている人がいたら、勇気をだして助けてあげましょう。加害者に注意したり、被害者の証人になったり、相談にのってあげたり、相談対応員のところに同行してあげたりしてください。

5. 相談窓口とそのプロセス

(1) 相談の受付

相談対応窓口①を設けています。自分が相談しやすい相談対応員に連絡してください。相談対応員および相談対応窓口に関しては、松蔭ポータル電子掲示板等でお知らせします。

(2) 受け付けた相談への対応

相談対応員会議②を開き、対応について検討します。ハラスメントの疑いがあると判断される場合には、ハラスメント防止対策委員会③で対応を検討します。

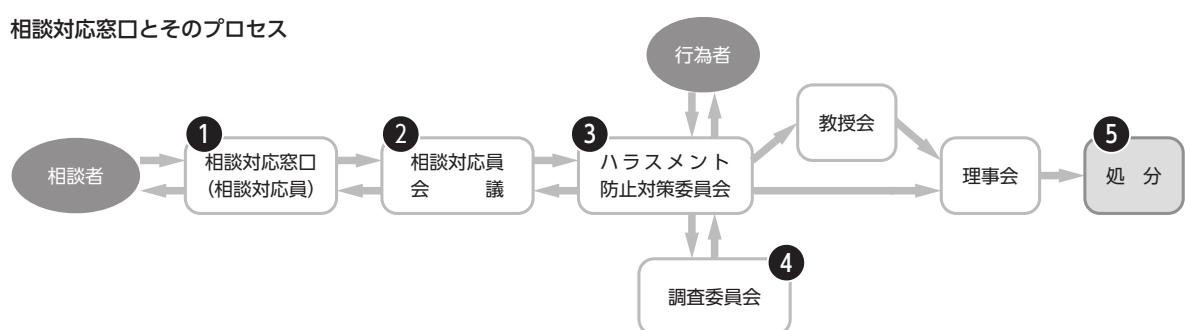
(3) ハラスメントの解決

ハラスメント防止対策委員会③は、相談者の意向を尊重しながら問題の解決を図ります。

(1) 当事者双方から事実関係を確認し、双方の話し合いの中で解決する方法

(2) 調査委員会④がハラスメント被害の実態を調査し、その報告を受けたハラスメント防止対策委員会③が解決策を教授会または理事会に報告・勧告し、必要に応じて理事会が行為者を処分⑤する方法、が主な解決方法です。

相談対応窓口とそのプロセス



以上のように、神戸松蔭女子学院大学は、セクシュアル・ハラスメントを含む学内でのハラスメントを重大な人権問題の一つとしてとらえ、できる限り誠意をもって立ち向かい対処する努力を惜しみません。どうか安心して相談対応窓口を訪れてください。